

○松江市多古鼻公園施設設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第289号

改正 平成25年12月20日条例第60号

平成26年3月26日条例第26号

平成29年12月19日条例第68号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

(設置)

第1条 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定による国立公園区域内の宿泊キャンプ、レクリエーション活動を行う施設として、松江市多古鼻公園施設（以下「公園施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市多古鼻公園施設	松江市島根町多古地内

(行為の禁止)

第3条 公園施設内においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法律で定める許可を得ずに立木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (2) 法律で定める許可を得ずに鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (3) 花火を打ち上げること。
- (4) 公園施設の利用者に、著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。

(指定管理者による管理)

第4条 公園施設及び設備（以下「公園施設等」という。）の管理は、法人その

他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 公園施設等の利用の許可に関する業務
- (2) 公園施設等を活用した観光リゾートの振興に関する業務
- (3) 公園施設等の維持管理に関する業務
- (4) 第9条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園施設等の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

（開場期間及び利用時間）

第6条 多古鼻公園（以下「公園」という。）の開場期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、管理棟多目的ホールの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを臨時に変更することができる。

（利用の許可）

第7条 公園施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、公園施設等の利用の目的、方法等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園施設等の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認め

られるとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園施設等の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第2項の規定により付した条件を変更し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により公園施設等の利用ができなくなったとき。

2 前項に規定の適用によって利用者が損害を受けることがあっても、市長は、その責任を負わない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第10条 利用者は、公園施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用料金）

第11条 利用者は、第7条第1項の許可を受けてする公園施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金は、別表に掲げる基準額に0.8を乗じて得た額から当該基準額に1.2を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 利用者の責任に帰することができない理由により、公園施設等を利用することができなくなったとき。
- (2) 指定管理者が第9条第1項の規定により公園施設等の管理上特に必要があるため許可を取り消したとき。
- (3) 利用者が利用開始の3日前までに指定管理者に対し利用の中止を申し出たとき。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、公園施設等の利用が終わったとき、又は第9条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を速やかに原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りではない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、故意又は過失により公園施設等を損傷し、又は汚損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第16条 指定管理者又は第5条の業務に従事しているものは、個人情報収集し、保管し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を

講じなければならない。

- 2 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は第5条の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理上の秘密を他人に知らせ、又は管理以外の目的のため使用してはならない。

(市長による管理)

第17条 指定管理の指定を取り消したときその他のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、公園施設等の管理は市長が行うものとする。

- 2 前項の規定により市長が公園施設等の管理を行う場合にあっては、第3条第4号、第9条第1項及び第2項、第10条、第11条、第13条第1号及び第3号、第14条並びに第15号中「利用者」とあるのは「使用者」と、第6条の見出し、同条及び別表施設利用料金基準額の表備考第4号中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、第6条、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第12条、第13条第2号及び第3号並びに第14条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第6条中「ときは、市長の承認を受けて」とあるのは「ときは、」と、第7条の見出し、同条第1項、第8条（見出しを含む。）、第9条第1項第4号、別表施設利用料金基準額の表備考第1号及び第2号並びに別表設備利用料金基準額の表備考中「利用」とあるのは「使用」と、第9条の見出し中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第1項、第10条、第13条第3号及び第14条中「利用の」とあるのは「使用の」と、第10条の見出し中「利用権」とあるのは「使用権」と、第11条の見出し、同条第1項及び第3項、第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）並びに別表施設利用料金基準額の表備考第3号中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条第1項中「利用に」とあるのは「使用に」と、同条第3項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第13条第1項中「利用する」とあるのは「使用する」と、同条第3号中「利用

開始」とあるのは「使用開始」と、第14条中「利用が」とあるのは「使用が」と、「利用した」とあるのは「使用した」と、別表施設利用料金基準額の表中「施設利用料金基準額」とあるのは「施設使用料基準額」と、「利用料金基準額」とあるのは「使用料基準額」と、別表設備利用料金基準額の表中「設備利用料金基準額」とあるのは「設備使用料基準額」と、「利用料」とあるのは「使用料」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の多古鼻公園施設等設置及び管理に関する条例（平成16年島根町条例第7号）及び島根町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成16年島根町条例第8号）の規定によりなされた指定管理者の指定その他の処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

改正 平成26年3月26日条例第26号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日松江市条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一

部改正)

- 2 消費税法及び地方税法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年松江市条例第60号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成29年12月19日松江市条例第68号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日松江市条例第3号)抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年7月12日松江市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第11条関係)

施設利用料金基準額

区分		利用料金基準額	
キャンプサイト	オートキャンプサイト	宿泊	1サイト1夜につき 3,130円
			キャンピングカー 10,470円
		休憩	1サイト1回につき 510円
			キャンピングカー 2,080円
一般キャンプサイト	宿泊	1サイト1夜につき 1,030円	
	休憩	1サイト1回につき 200円	
キャビン	6名以内	宿泊	1棟1夜につき(6名) 20,950円
			" (5名) 18,850円
			" (4名) 16,470円

			” (3名) 14,130円
			” (2名) 10,470円
			” (1名) 7,530円
		休憩	1棟に2時間につき 2,700円
			1時間増すごとに 670円
管理棟	多目的ホール	一般用	2時間につき 1,360円
			1時間増すごとに 340円
		商用	2時間につき 6,807円
			1時間増すごとに 1,360円

備考

- (1) キャンプサイトを利用する場合において、「宿泊」とは午後3時から翌日の午前11時まで利用する場合をいい、「休憩」とは午前11時からその日の午後3時まで利用する場合をいう。
- (2) キャビンを利用する場合において、「宿泊」とは午後2時から翌日の午前10時まで利用する場合をいい、「休憩」とは午前10時からその日の午後3時まで利用する場合をいう。
- (3) 6歳未満の乳幼児は、キャビンの利用料金の算定から除外する。ただし、乳幼児が寝台を専用する場合は、この限りではない。
- (4) 利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該端数時間は1時間として計算する。

設備利用料金基準額

区分		利用料の金額
電源設備	宿泊	1サイト1夜につき 510円

休憩	1サイト1回につき 200円
----	----------------

備考 「宿泊」とは午後3時から翌日の午前11時まで利用する場合をいい、「休憩」とは午前10時からその日の午後3時まで利用する場合をいう。